

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年10月26日（平成29年（行情）諮問第414号）

答申日：平成30年10月1日（平成30年度（行情）答申第237号）

事件名：「将来の弾道ミサイル迎撃体制」の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『将来の弾道ミサイル迎撃体制』。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙に掲げる文書につき、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月9日付け防官文第7323号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

開示決定通知書では文書が不存在とする合理的理由が示されていないので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は本件対象文書の開示を求めるものであり、本件開示請求を受け、請求内容に合致する行政文書を探索したが、保有を確認できなかったことから、法9条2項の規定に基づき、平成29年5月9日付け防官文第7323号により不開示決定（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示決定通知書では文書が不存在とする合理的理由が示されていないので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」として、不開示決定の取消しを求めるが、本件開示請求は、開示請求者より参考資料として公示資料が添付されており、開示請求者に対し、公示の成果物に係る行政文書を求めているのか若しくは公示に係る決裁手続の行政文書を求めているのか確認したところ、成果物に係る行政文書を求められたものである。しかしながら本件開示請求の公示資料による調査研究に係る役務については、我が国の将来の弾道ミサイル防衛（以下「B

MD」という。)システムの在り方検討に資するため、防衛省と米国国防省との間で実施するBMDに関する日米共同分析及び我が国独自に実施する分析に関して、将来のBMDシステム能力を分析・評価するに当たり、その分析に必要な技術支援を行うものであり、成果物を作成するようなものではなかったため、防衛省において、本件開示請求の対象となる行政文書を作成及び保存していないことから原処分を行ったものである。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年10月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年9月11日 審議
- ④ 同月27日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「『将来の弾道ミサイル迎撃体制』。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」(本件対象文書)の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件対象文書を不存在とする合理的理由が示されていないとして、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである旨を主張しており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、行政文書開示請求書に将来の弾道ミサイル迎撃体制についての調査研究に係る役務(以下「本件役務」という。)の公示資料を添付した上で、本件対象文書の開示を求めるものであるが、開示請求者に対し、本件役務の成果物に係る行政文書又は公示の際の決裁手続に係る行政文書のいずれを求めているのかを確認したところ、本件役務の成果物に係る行政文書のみを開示を請求するとのことであった。

イ 本件役務は、防衛省が実施するBMDに関する日米共同分析及び我が国が独自に実施する分析において、将来及び現有の誘導弾による迎撃能力等、BMDシステム能力の分析・評価を行うために必要な技術支援を行うものであり、本件役務の契約相手方が実施する役務の具体的内容は下記のとおりである。

- (ア) 防衛省が設定した分析の対象とする脅威及びBMDシステム構成品等に関して、分析に必要となるシミュレーション・モデルの検討に対し、技術的な観点から防衛省の補佐を行う。また、防衛省とともに、米国国防省及びその契約者等とBMDシステム能力の分析・評価を行う技術調整会議（以下「日米技術調整会議」という。）に参加する。
- (イ) 日米技術調整会議等において検討したシミュレーション・モデルを日本側のツールであるシステム評価プログラム等に入力するための設定データ（以下「本件設定データ」という。）を作成する。
- (ウ) 防衛省の監督・指示の下、システム評価プログラム等に本件設定データを入力し、シミュレーション（以下「本件シミュレーション」という。）を実施して、その結果を集計・整理する。
- (エ) 契約相手方で実施した分析作業については、各月に1回、防衛省において、その結果等を報告する。
- (オ) 必要に応じ、米国の分析結果との相違点等について、その原因等を技術的に調査、追求する。
- ウ 本件役務のうち上記イ（ア）については、当該役務の性質上、その実施に当たって文書は作成されておらず、開示請求者が開示を求める本件役務の成果物に係る行政文書を保有していない。
- エ 本件役務のうち上記イ（イ）については、契約相手方が作成する本件設定データとは、シミュレーション・モデルを入力するための数値のことであり、防衛省は、契約相手方からその電磁的記録の提供を受け、防衛省が保有するBMD調査分析用の電子計算機プログラム内で保有しているが、当該電磁的記録を紙に印刷するなどしてその成果を取りまとめた文書は作成されていないことから、当該電磁的記録は、開示請求者が開示を求める本件役務の成果物に係る行政文書には該当しないと判断した。
- オ 本件役務のうち上記イ（ウ）についても、本件シミュレーション及びその結果の集計・整理は、防衛省が保有するBMD調査分析用の電子計算機プログラムにおいて行われ、集計・整理された本件シミュレーションの結果は、当該プログラム内で電磁的記録として保有しているが、当該電磁的記録を紙に印刷するなどしてその成果を取りまとめた文書は作成されていないことから、当該電磁的記録は、開示請求者が開示を求める本件役務の成果物に係る行政文書には該当しないと判断した。
- カ 本件役務のうち上記イ（エ）については、契約相手方が防衛省に対し、契約相手方施設における作業状況を毎月報告するものであり、そ

の際に使用された報告資料（以下「本件報告資料」という。）を保有しているが、その内容はあくまで毎月の作業状況について記載されたものにすぎないことから、本件報告資料は、開示請求者が開示を求める本件役務の成果物に係る行政文書には該当しないと判断した。

キ 本件役務のうち上記イ（オ）については、米国の分析結果との相違点について、分析のパラメータ、アルゴリズム、適用条件などを確認する作業であり、当該役務の性質上、その実施に当たって文書は作成されておらず、開示請求者が開示を求める本件役務の成果物に係る行政文書を保有していない。

(2) 諮問庁から、本件開示請求者との間で本件開示請求のより具体的な内容について確認を行った書面及び本件役務の仕様書の提示を受けて確認したところ、本件開示請求及び本件役務の内容は、上記（1）ア及びイの諮問庁の説明のとおりであると認められる。

また、本件役務のうち上記（1）イ（ア）及び（オ）については、当該役務の性質上、その実施に当たって文書は作成されておらず、開示請求者が開示を求める本件役務の成果物に係る行政文書を保有していない旨の諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、他にその存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件役務のうち上記（1）イ（ア）及び（オ）の成果物に係る行政文書を保有しているとは認められない。

(3) 一方、本件役務のうち上記（1）イ（イ）ないし（エ）について、諮問庁は、上記（1）エないしカのとおり、別紙に掲げる文書を保有しているものの、これらの文書は、開示請求者が開示を求める成果物に係る行政文書には該当しない旨説明する。しかしながら、本件開示請求は、本件役務の成果物に係る行政文書の開示を求めるものであることから、契約相手方が、本件役務のうち上記（1）イ（イ）ないし（エ）を実施することにより作成して防衛省に提出したこれらの文書は、防衛省が取得した本件役務の成果物に係る行政文書であると解される。

したがって、防衛省において、本件対象文書として、別紙に掲げる文書を保有していると認められるので、これらを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において、別紙に掲げる文書を保有していると認められるので、これらにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

## (第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

- 1 本件設定データの電磁的記録
- 2 集計・整理された本件シミュレーションの結果の電磁的記録
- 3 本件報告資料